みどり市告示第３３号

みどり市フードバンク事業実施要綱を次のように定め、告示するものとする。

令和７年３月２８日

みどり市長　須　藤　昭　男

みどり市フードバンク事業実施要綱

(目的)

第１条　この告示は、生活の困窮その他の事情により食料品、飲料及び日用品(以下この項において「食料品等」という。)の購入が困難な者であって、経済的な支援を必要とするもの(以下「要支援者」という。)に対し、企業その他の団体及び個人から無償で提供される食料品等であって、企業その他の団体及び個人の食料品等の製造工程で発生する規格外品その他の理由により廃棄の対象となる食料品等(以下「規格外食料等」という。)を無償で配布する事業(以下「フードバンク事業」という。)を実施することにより要支援者の生活の維持及び向上を図るとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の規定により実施するこども食堂その他の施設との連携を図り、もって市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条　フードバンク事業は、市を実施主体とし、その運営は民間の団体その他の組織(以下「運営団体」という。)へ委託して実施するものとする。

(事務所の名称及び位置)

第3条　フードバンク事業を実施するための事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フードバンクみどり	みどり市笠懸町鹿4590番地2

(休館日)

第4条　事務所の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1)　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2)　12月29日から翌年1月3日までの日

2　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条　事務所の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(運営団体の要件)

第6条　運営団体は、次に掲げる要件を全て満たしている団体とする。

(1)　第 1 条に規定するフードバンク事業の目的を十分に理解している団体であること。

(2)　フードバンク事業の実務経験を 5 年以上有しており、企業その他の団体及び個人との連携が可能な団体であって、規格外食料等の提供を無償、かつ、確実に受けられる団体であること。

(3)　要支援者に対し、規格外食料等を配送することが可能な団体であって、民生委員(民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)に定める民生委員をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。)及び主任児童委員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める主任児童委員をいう。同条第 1 項第 4 号において同じ。)と連携して、要支援者に対し、当該規格外食料等を配送することが可能な団体であること。

(4)　食品ロスの削減(食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号)第 2 条第 2 項に規定する食品ロスの削減をいう。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、市内に住所を有する要支援者、こども食堂その他の施設への配送の手段を確保することが可能な団体であること。

(5)　みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条第 1 号に掲げる暴力団又は同条第 3 号に掲げる暴力団員等でないこと。

(業務内容等)

第7条　運営団体は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1)　市長が支援を決定した要支援者に対する規格外食料等の配送

(2)　企業その他の団体及び個人に対する規格外食料等の提供依頼及びその受入れ

(3)　前号の規格外食料等の適正な管理

(4)　市の関係課、民生委員、主任児童委員及びみどり市社会福祉協議会(以下「支援機関等」という。)との連携

(5)　こども食堂その他の施設との連携

(6)　フードバンク事業の広報活動

2　企業その他の団体及び個人は、規格外食料等を無償で提供する場合は、みどり市フードバンク事業食料等提供申込書兼受領書(様式第 1 号)(次項において「申込書兼受領書」という。)に当該規格外食料等を添えて、市長に受入れの申込みをするものとする。

3　市長は、前項の規定により規格外食料等を受領したときは、企業その他の団体及び個人に申込書兼受領書の写しを交付するものとする。

(要支援者の範囲)

第 8 条　要支援者は、みどり市に住所を有し、規格外食料等の支援を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 4 条第 1 項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けた機関において支援の対象となる者

(2)　児童福祉法第 10 条第 1 項第 3 号の規定による機関において支援の対象となる者

(3)　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定による保護の開始の申請をしている者

(4)　前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(利用の申請等)

第 9 条　要支援者は、フードバンク事業を利用しようとするときは、みどり市フードバンク事業利用申請書(様式第 2 号)(次項及び第 3 項において単に「申請書」という。)により、支援機関等を経由して、市長に申請しなければならない。

2　支援機関等は、前項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該申請書を市長に送付するものとする。

3　市長は、前項の申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、フードバンク事業の利用又は利用の却下を決定したときは、みどり市フードバンク事業利用決定(却下)通知書(様式第 3 号)により、申請をした要支援者に通知するものとする。

4　市長は、前項の規定によりフードバンク事業の利用を決定したときは、運営団体と調整し、要支援者に対し規格外食料等の支援を開始するものとする。この場合において、市長は、当該規格外食料等の支援における代金を請求しない。

5　規格外食料等の支援の期間は、第 3 項の規定によるフードバンク事業の利用の決定を受けた日から起算して 3 か月以内とする。ただし、市長は、支援機関等による実態調査その他の調査により必要と認めたときは、当該支援の期間を変更することができる。

(遵守事項)

第 10 条　前条第 3 項の規定によるフードバンク事業の利用の決定を受けた要支援者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　支援を受けた規格外食料等の二次配布及び現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物との交換をすることのないこと。

(2)　支援を受けた規格外食料等の適正な管理その他の食品衛生上必要とされる確認を怠ることのないこと。

(3)　支援を受けた規格外食料等の材質又は成分その他の事項について、文化、宗教及び生活習慣その他の理由によりフードバンク事業を利用できない場合は、当該支援を受けた規格外食料等を返還又は適切に処分すること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市長が指示すること。

(利用の取消し)

第 11 条　市長は、要支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、フードバンク事業の利用の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　運営団体及び支援機関等の指示に従わないとき。

(2)　運営団体及び支援機関等に対し、迷惑行為その他の秩序を害する行為があったとき。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(事業の実績報告)

第 12 条　運営団体は、第 6 条第 1 項の業務を実施したときは、当該業務を実施した日の属する月分の業務の実績を集計し、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第 13 条　市、運営団体及び支援機関等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第 14 条　この告示に定めるもののほか、フードバンク事業を実施することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号(規格 A4)(第７条関係)

みどり市長　　様

みどり市フードバンク事業食料等提供申込書兼受領書

フ　リ　ガ　ナ	
氏名又は企業・団体名	
担当者名 (※企業・団体の場合)	
住所 (※企業・団体の場合は所在地)	
連絡先 (電話、メール)	

※太枠の中を御記入ください。

提供品

分類	品目	数量	重量	賞味(消費)期限
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
	合計		kg	

分類(A:食料品又は飲料　B:日用品　C:食料品若しくは飲料又は日用品以外のもの)

受　領　書

受領印	
	上記食料等を受領しました。 年　月　日 フードバンクみどり

様式第２号(規格 A4)(第９条関係)

(表)

年　　月　　日

みどり市長　　様

みどり市フードバンク事業利用申請書

フードバンク事業による食料等の支援を受けたいので、みどり市フードバンク事業実施要綱第９条第１項の規定により、次のとおり申請します。

住　　所	みどり市
申請者氏名等	フリガナ　　国籍＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿歳　性別＿＿＿
連　絡　先	(自宅)　　－　　－ (携帯)　　－　　－
世帯の状況	申請者以外を記入(2歳未満乳幼児の場合は月齢も記入) 世帯員氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿歳　続柄＿＿ 世帯員氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿歳　続柄＿＿ 世帯員氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢＿＿＿歳　続柄＿＿
必要とする食料等支援の期間	年　月　日から　　年　月　日までの ＿＿＿日間　　＿＿カ月間
食料等支援が必要な理由	生活困窮者・こどもの貧困世帯・生活保護申請中 その他(　　)
調理器具の状況等	炊飯器：有・無　湯沸し器：有・無　電子レンジ：有・無 ガスコンロ：有・無　水道利用：可・不可　冷蔵冷凍庫：有・無
特記事項	①食料品・飲料　初回必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 次回以降必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 ②日用品　初回必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 次回以降必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 ①・②以外　初回必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 次回以降必要数量：世帯人数＿＿＿人×＿＿＿日分 **※受取方法：直接配送のみ**
フードバンクみどり記入欄	月　日　人分×　日分　直接配送　済　・　未済 受取人(　本人　・　代理人　)

（裏）

みどり市フードバンク事業同意書

みどり市フードバンク事業は、企業その他の団体及び個人から提供される食料品や日用品等を、真に食料等の支援を必要としている方へ直接配送するものです。

食料等はいつでも同じものを直接配送できるとは限りません。

また、緊急支援として食料等を直接配送していますので、原則として 3 か月間を支援期間として定めています。

利用については、下記の留意事項を確認・遵守していただき、同意の上ご利用願います。

記

【食料等支援に関する事項】

1　全てのものが企業その他の団体及び個人から提供される食料等ですので、たくさんお渡しできる場合と少ししかお渡しできない場合があります。（欲しい食料等が必ずもらえるわけではありません。）

2　食料等を受け取ることができる回数やご自宅等へ直接配送する曜日などについては、相談しながら決めていきます。

3　配送されたものでいらないものがあれば返還してください。（返還した場合に、他の物と交換することはできません。）

4　配送されたものの二次配布及び換金等は行わないでください。

5　食料品及び飲料には、賞味（消費）期限まで短いものもあります。ご確認の上、賞味（消費）期限内に消費してください。

【個人情報の取扱いに関する事項】

みどり市が業務を委託した運営団体に対し、食料等の支援に必要な範囲で、申請者の個人に関する情報その他申請者の世帯に関する情報について提供します。

年　　月　　日

上記留意事項について確認し、同意の上、みどり市フードバンク事業を利用します。

（署名欄）

【その他】

宗教上の理由、アレルギー及びそしゃく機能等の理由で食べられないものがある場合は、ご記入ください。

記入欄（　　）

様式第3号(規格 A4)(第9条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

みどり市長

みどり市フードバンク事業利用決定(却下)通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、みどり市フードバンク事業の利用について、みどり市フードバンク事業実施要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　次のとおり利用について決定します。

(1)　申 請 者

①　住所

②　氏名

(2)　利用期間　　年　　月　　日　から　年　　月　　日　まで

(3)　留意事項

①　支援を受けた食料等の二次配布及び換金等は行わないでください。

②　支援を受けた食料等は適正に管理し、賞味期限等の期限内に消費してください。

③　支援を受けた食料等が、文化、宗教、生活習慣等により消費できない場合は、返還又は適切に処分してください。

④　利用については、フードバンク事業運営団体及び支援機関等の指示に従ってください。フードバンク事業運営団体又は支援機関等に対し、迷惑行為等があったと認められる場合は、利用の決定を取り消すことがあります。

2　次の理由により利用について却下します。